

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十五年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十三号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号。以下「法律」という。）の施行については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 専門機関 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体が耐震診断の結果に関する判定を行うために設置した機関でその構成員の半数以上が外部の学識経験を有する者又は実務経験を有する者であるもの
- 二 判定書 専門機関により行われた耐震診断の結果に関する判定書
(要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第三条 省令第五条第四項（省令附則第三条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 判定書の写し。ただし、この規則の施行前に行った耐震診断において、判定書の交付を受けなかった場合は、これと同等と認められるもの
- 二 その他知事が必要と認めるもの
(計画の認定の申請書に添付する書類)

第四条 省令第二十八条第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 判定書の写し
- 二 その他知事が必要と認めるもの
(計画の認定の申請書に添付することを要しない書類)

第五条 省令第二十八条第二項の規定にかかわらず、法第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第二十八条第二項に規定する構造計算書を添付することを要しないものとする。
(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

第六条 省令第三十三条第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 判定書の写し
- 二 その他知事が必要と認めるもの

2 省令第三十三条第二項第一号及び第二号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定により交付を受けた確認済証の写し
- 二 その他知事が必要と認めるもの

(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付することを要しない書類)

第七条 省令第三十三条第二項の規定にかかわらず、法第二十二条第二項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第三十三条第二項第一号に規定する構造計算書を添付することを要しないものとする。

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第八条 省令第三十七条第一項第三号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 判定書の写し
- 二 その他知事が必要と認めるもの

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付することを要しない書類)

第九条 省令第三十七条第一項の規定にかかわらず、法第二十五条第二項の認定を受けようとする区分所有建築物について同条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第三十七条第一項第二号に規定する構造計算書を添付することを要しないものとする。

附 則

この規則は、平成二十五年十一月二十五日から施行する。